

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 9 月 11 日（金）第3144号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定の解除（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 2
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 3
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 3
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（鹿児島地域振興局取扱い） 3

## 公 告

- 平成27年度砂利採取業務主任者試験公告（商工政策課取扱い） 4
- 平成27年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告（畜産課取扱い） 5
- 平成28年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告（監理課取扱い） 6

## 告 示

## 鹿児島県告示第834号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 9 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
肝属郡南大隅町佐多馬籠字御崎413番7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
国立公園事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第835号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 9 月 11 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所

肝属郡南大隅町佐多馬籠字御崎413番7（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第836号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

南さつま市坊津町泊字本珠院8953番・字下楠崎9061番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第837号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成27年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
リハビリテーション病院米盛 鹿児島市大竜町5番31号	名称	リハビリテーション病院吉村	リハビリテーション病院米盛	精神通院医療
いじゅういん脳神経外科 日置市伊集院町徳重一丁目12番地2	所在地	日置市伊集院町郡984	日置市伊集院町徳重一丁目12番地2	精神通院医療
こうえん薬局 鹿児島市吉野一丁目9番21号	所在地	鹿児島市吉野町3037-45	鹿児島市吉野一丁目9番21号	精神通院医療

**鹿児島県告示第838号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理及び土層改良）屋仁地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成27年9月14日から同年10月15日まで
- 3 縦覧場所  
奄美市笠利総合支所地域農政課

**鹿児島県告示第839号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び路線測量）
- 2 作業の期間 平成27年9月11日から平成28年3月31日まで
- 3 作業の地域 阿久根市及び薩摩川内市全域

**鹿児島県告示第840号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
薩摩川内都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第841号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
薩摩川内市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 薩摩川内都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・25号中郷五代線
- 3 事業施行期間  
平成23年10月4日から平成32年3月31日まで（変更前平成29年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**鹿児島地域振興局告示第13号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年9月11日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
トゥデイ	いちき串木野市 大里684番地1	株式会社アサン テ	鹿児島市南郡元 町6番16号	田邊 陽一	平成27年 9月30日	就労継続 支援B型

## 公 告

### 平成27年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の期日  
平成27年11月13日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所  
鹿児島県社会福祉センター大会議室（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 3 試験科目  
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。  
(1) 砂利の採取に関する法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験資格  
制限はない。
- 5 試験手数料  
8,000円
- 6 受験手続  
(1) 提出書類等  
ア 受験願書  
イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）  
ウ 試験手数料（8,000円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）  
(2) 提出書類等の提出先  
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）  
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間  
平成27年9月29日（火）から同年10月30日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、郵送の場合は、平成27年10月30日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書の用紙の交付  
受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。  
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 合格者の発表  
合格者に対し、合格証を郵送して行う。
- 10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2934）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

平成27年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開催期日  
平成27年10月19日（月）から同年11月11日（水）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所  
鹿児島県肉用牛改良研究所（曾於市大隅町月野2200番地）
- 3 講習会の定員  
8人
- 4 講習会に係る家畜の種類  
牛
- 5 講習会の対象者  
牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜体内受精卵移植業務に従事しようとするもの
- 6 受講及び修業試験の免除  
学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第23条第2項各号に掲げる科目のうち体内受精卵移植概論又は受精卵の生理及び形態を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 7 受講手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 家畜体内受精卵移植講習会受講願書
    - イ 履歴書
    - ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
    - エ 牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書又は家畜人工授精師免許証の写し
    - オ 6に該当する者にあつては、家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面
  - (2) 提出書類等の提出先  
受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））
  - (3) 提出書類等の受付期間  
平成27年9月11日（金）から同月17日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、送付の方法により提出する場合は、平成27年9月17日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付  
家畜体内受精卵移植講習会受講願書及び家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。  
なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 受講手数料

34,200円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

10 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

平成27年10月1日（木）午後2時から午後4時まで

(2) 試験の場所

鹿児島県庁（行政庁舎2階）2-B-2会議室

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験の手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、平成27年9月25日（金）までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、平成27年10月7日（水）までにその旨を通知する。

11 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

.....

平成28年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第485号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

平成27年9月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 県内に主たる営業所を有する者

場 所	日 時	
	年 月 日	時 間
鹿児島県庁（行政庁舎）会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成27年10月13日から同年11月2日までのそれぞれの日 （県の休日を除く。）	9：00～11：30 13：00～16：30

2 県外に主たる営業所を有する者

場 所	日 時	
	年 月 日	時 間
鹿児島県庁（行政庁舎）会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成27年11月24日から同年12月14日までのそれぞれの日 （県の休日を除く。）	9：00～11：30 13：00～16：30